

I 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）の確認資料

1 現在の常勤性を証明する資料

直近の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写し

ただし、国民健康保険など、申請会社で保険の適用を受けていない場合は、以下のいずれかの資料を提出してください。

①住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）の写し

②確定申告書の写し

→法人の場合、法人税確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書の写し

個人の場合、所得税確定申告書の表紙及び第二表の写し

③その他、常勤が確認できるもの（個別に御相談ください）

2 経營業務の経験を証明する資料

地位・経験に応じ、次の資料又はこれらに準ずる資料を提出してください。

【第7条第1号イ該当】

経験・地位	許可がある場合	許可がない場合
法人の役員	①許可通知書の写し ②登記事項証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本等	①工事請負契約書又は注文書及び請書の写し ②登記事項証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本等
個人事業主・支配人	①許可通知書の写し ②登記事項証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本等（支配人の場合）	①工事請負契約書又は注文書及び請書の写し ②確定申告書の写し
建設業法施行令第3条に規定する使用人	①許可申請書及び変更届出書の写し（営業所及び令第3条に規定する使用人の記載があるもの）	①工事請負契約書又は注文書及び請書の写し（営業所の名義人となっているもの）
執行役員	①許可通知書の写し ②会社の組織図の写し ③業務分掌規程の写し ④定款、執行役員規程等の写し ⑤工事契約締結に関する決裁書等の写し	①工事請負契約書又は注文書及び請書の写し ②会社の組織図の写し ③業務分掌規程の写し ④定款、執行役員規程等の写し ⑤工事契約締結に関する決裁書等の写し
経営補佐経験	【法人】 ①許可通知書の写し ②会社の組織図、権限規定、辞令等の写し ③工事契約締結に関する決裁書等の写し 【個人】 ①許可通知書の写し ②事業主の確定申告書の写し	【法人】 ①工事請負契約書又は注文書及び請書の写し ②会社の組織図、権限規定、辞令等の写し ③工事契約締結に関する決裁書等の写し 【個人】 ①工事請負契約書又は注文書及び請書の写し ②事業主の確定申告書の写し

【第7条第1号ロ該当】

経験・地位	許可がある場合	許可がない場合
法人の役員 ※建設業以外での経験 については、②のみ	①許可通知書の写し ②登記事項証明書、履歴事項全 部証明書、閉鎖登記簿謄本等	①工事請負契約書又は注文書 及び請書の写し ②登記事項証明書、履歴事項全 部証明書、閉鎖登記簿謄本等
個人事業主・支配人 ※建設業以外での経験 については、②のみ	①許可通知書の写し ②登記事項証明書、履歴事項全 部証明書、閉鎖登記簿謄本等 (支配人の場合)	①工事請負契約書又は注文書 及び請書の写し ②確定申告書の写し
役員等に次ぐ職制上の 地位にある者(財務管 理、労務管理又は業務 運営の業務を担当する 者に限る)	①会社の組織図、権限規定、辞 令等の写し	①会社の組織図、権限規定、辞 令等の写し
財務管理の業務経験 労務管理の業務経験 業務運営の業務経験	①会社の組織図、権限規定、辞 令等の写し	①会社の組織図、権限規定、辞 令等の写し

※上記の書類は、証明が必要な提出してください。

※工事請負契約書や工事契約締結に関する決裁書の写し等、建設工事の経験を証明する資料を提出する場合は、建設工事の内容が分かるもので年間1件以上提出してください。

※確定申告書の写しについて、電子申告の場合は受信通知を印刷したものを添付してください。

※更新で変更のない場合は、2の書類は省略できます。また、般特新規・業種追加で変更のない場合についても、原則として省略できます。

※許可業者の法人の役員・個人事業主・支配人としての経験がある場合、当時の許可申請書・変更届の表紙(受付印があるもの)及び該当箇所(別紙1役員の一覧表(H21.3以前は別表)等)の写しの必要年数分の提出により、2の書類に代えることができます。

※過去に経營業務の管理責任者として証明・登録されていた方の場合、当時の許可申請書・変更届の表紙(受付印があるもの)及び該当箇所(経營業務の管理責任者証明書又は常勤役員等証明書(様式第7号))の写しの提出により、2の書類に代えることができます。